

令和6年度版

入園のしおり

乳幼児



☆一年間保存してください

豊田市立稻武こども園

豊田市武節町神田96-1

TEL 82-2025

FAX 83-1012

も く じ

1	教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2	めざす子ども像・教育及び保育目標	-----	P. 1
3	保育時間	-----	P. 4
4	一日の保育内容	-----	P. 5
5	食事とおやつ	-----	P. 6
6	行事について	-----	P. 9
7	健康管理	-----	P. 10
8	家庭の協力	-----	P. 14
9	災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 14
10	保育料等	-----	P. 16
11	状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 23
12	保育支援アプリの利用	-----	P. 24
13	その他の取り組み	-----	P. 25
14	その他の注意事項	-----	P. 27

乳児保護者へのお願い・乳児の用品について

幼児の用品について・こども園等一覧表

1 教育及び保育の基本理念

子どもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のある子どもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざす子ども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、子どもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざす子ども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざす子ども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動する子ども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶ子ども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりする子ども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

本園の保育目標

こども園は乳幼児期にふさわしい生活を展開し、発達に必要な経験を保障していく場である。「乳幼児の特性を踏まえ、環境を通して行う保育」であることを基本に、乳幼児一人一人の特性や本園の実態を捉え、地域社会と時代の要請を考慮し心身ともに健全な人格形成の基礎を培うことを目指して、次のような子ども像を目標とする。

心身ともに健やかで、主体的に行動する子ども

健康な子ども

- ・ 基本的な生活習慣や態度を育む
- ・ 健康な体と心で、元気に活動する子を育てる

友達と遊べる子ども

- ・ 子どもが一緒に経験することで、楽しさ、うれしさ、驚きなどがより深まり、悲しさ、辛さが薄らぐことを学び、友達と共に生活していく子を育てる

心豊かな子ども

- ・ 様々な経験を通して、自分も相手も大切にできる思いやりの心を育てる
- ・ 様々な感情体験、感動体験を通して豊かな心情を培う
- ・ 自然や身近な環境に関わり、豊かな感情をもち感動する子を育てる
- ・ 身近な地域の人との関わりの中で、温かい人情味のある愛らしい子を育む

考え創り出す子ども

- ・ 自ら挑戦し、根気よく取り組む子を育てる
- ・ 感じたことや考えたことを様々な表現できる子を育てる
- ・ 様々なことに興味関心をもち、自分で考えたり、試したりして、意欲的に取り組み豊かな感情と創造性を育てる

毎日の生活で大切にしたいこと

初めてお子様を園に預けられる保護者の方にとっては、子どもがまだ小さいということで不安もあると思います。育児は家族が協力して行い、特に働く保護者の方にとっての育児は、家族の協力が必要です。入園後は、保護者の方と保育者が連絡を密にして、保育を進めていきたいと思っています。子どもを正しく理解し、健全な成長発達をさせるために下記の事項に御協力をお願いします。

(1) 生活のリズムを大切に（早寝・早起き・朝ごはん） *毎日の習慣*

夜型の子どものが増えてきていると言われています。子どもの成長発達の上で昼間十分活動し、夜早く寝ることが大切です。朝が遅いと頭も体もしっかり目覚めていないので、こども園に来てもぼんやりとしていて十分遊び込めません。大人のリズムに合わせないように気を付けてあげましょう。

(2) 朝の食事を大切にする

朝食は一日をスタートするために必要な活動源です。食べることで頭もはっきりし、体の力もわいてきます。必ず食べるようにしましょう。

(3) 触れ合いを十分する

普段集団の中にいる子どもにとって、お父さん、お母さんとの一対一の触れ合いこそが一番楽しい時です。お休みの日は、遠出をしなくても近くに散歩に出かけたり、一緒に遊んだりすることが嬉しいのです。この積み重ねが子どもの情緒の安定につながります。

(4) 子どもの甘えを十分受け入れ、心の安定を図る（抱っこ、おんぶ、添い寝等）

子どもは愛着関係を基盤に育ち、安心できる場で素直になれます。抱っこしてあげましょう。必ず体に触れて話を聞きましょう。満足すると安心し、次のことに目が向きます。子どもの小さなサインをしっかりと受け止め、体調が悪いのか、心の苦しみから甘えてくるのか探り、共感してください。子どもの感情の部分（嬉しい、悲しい、辛い、悔しい等）をしっかりと受け止めましょう。

(5) 認め、励まし、自分でできる喜びを感じさせる。

3歳までは、身支度をやってもらって「気持ちいい」という快い感情が大切です。温かく手をかけてもらう心地よさを味わうことで満たされます。心地よさが次には「自分でしたい」という意欲になります。この意欲が大切です。「自分で」の気持ちを見守り、できないところをそっと手伝い、自分でできるようになる喜びを温かく認めましょう。自己肯定感につながります。

(6) 豊かな体験をして考える力、思いやりの心を育む。

子どもは環境（人、事物、自然、動植物、出来事など）で発達します。豊かな体験により、好奇心、探求心、思考力、想像力を育み、主体的に生活する力をつけていきます。子どもは友達や地域の方との関わりを通して、人への信頼感を築きます。周囲の大人が規範意識をもって生活することで、思いやりや情緒的・社会的・道徳的な発達が促されます。

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。(P16参照)

- ① 8:30～15:00 (基本保育時間)
- ② 7:30～ 8:30 (早朝保育時間)
- ③ 15:00～18:00 (延長保育時間)
- ④ 7:30～18:00 (土曜保育時間)

基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで(月曜日から金曜日)です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後6時まで(月曜日から土曜日)の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

◆早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時(月から金)】のみ利用が可能です。

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまで子どもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、子どもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7：30	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理 遊び、生活	8：30	登 園 ・観察、所持品の整理 遊び、活動
お や つ	9：00	・自発的な遊び ・課題のある活動
昼 食 昼 寝	12：00	昼 食
	13：00	遊び 昼寝（3歳児：4月～ 4.5歳児：夏季保育）
お や つ	14：00	・自発的な活動
降 園	15：00	降 園
延長保育最終降園	18：00	延長保育最終降園

○登園について

◎朝は9時までに登園しましょう

- ・朝8時30分から9時は担任が保育室玄関で受け入れますので**幼児は正門（西門）からの登園に御協力ください。**朝の挨拶をお子さんと一緒にして一日を気持ちよくスタートできるようにしたいものです。（乳児は東門）
- ・登園したら職員室窓側のコードモンにQRコードをかざしてください。
必ず毎日検温をしてコードモンに入力してください。降園予定時間と引取者（続柄）を必ず9時までに入力してください。（全員）

○降園について

- ◎15時までに迎えをお願いします。
- ・14時50分になりましたら各保育室にお迎えをお願いします。担任からお子さんのその日の様子や連絡事項などを必要に応じて話します。正門、東門の都合のよい方を御利用ください。
- ◎乳児は、帰りの支度に時間がかかるので迎えの時間より早めにお越しくください。
- ◎**迎えの時間や人が代わる場合は、必ずコードモンへ入力し連絡してください。**
 - ・途中で変更になった場合も必ず保護者の方が連絡をしてください。連絡のない場合は、園から電話をして確認させていただくことがありますので御承知ください。
- ◎乳児と幼児の兄弟は、登園時は上のお子さんを、降園時は下のお子さんを先に送迎してください

5 食事とおやつ

給食は、子どもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は各家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとしたりする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。子どもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするることにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- **土曜日は、給食センターが休みのため、幼児は弁当の用意をお願いします。**

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。
詳細は園に御相談ください。
- **園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。**あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、**給食センター等休業日、園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。**
- **給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。**その期間、幼児は、**弁当持参となりますので御協力ください。**なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

- ◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。
食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。
- ◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。
給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いいたします。
- ◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。
食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。
- ◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。
コンタミネーション*等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。
※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

- ◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。
- ◆原則、園で除去食、代替食を提供します。
- ◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

- ◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。
- ◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。
無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。
- ◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。
 - ・ソバ、ピーナッツの使用はありません。ナッツ類について、そのものは使用しませんが加工品や調味料にナッツ類が含まれている場合があります。
 - ・卵・野菜は75℃で1分間以上加熱したものを提供し、生卵・生野菜は提供しません。
- ◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。
- ◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いいたします。

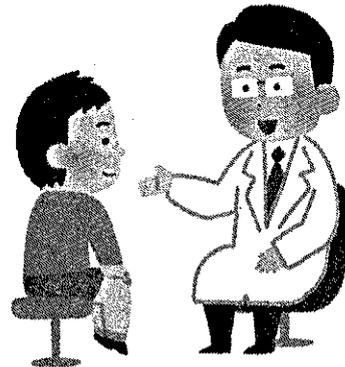
お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。

②医療機関を受診する。

③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。

④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



**ヒスタミンによる
食中毒**

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



**やまいもやきゅうり等
による「仮性アレルギー」**

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通して子どもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。

※印は幼児保護者（入園式は新3歳児・幼児転入児保護者 卒園式は5歳児保護者）

★印は乳児保護者の関係する行事です

月	行事名	月	行事名
4月	※入園式 進級式（8日） ★乳児懇談会（23日午後） こどもの日を祝う会（24日）	10月	※運動会（1日） 雨天順延（2・3日） 幼児徒歩遠足（24日）
5月	※幼児保育参観・クラス懇談会（15日）	11月	※祖父母発表会（27日）
6月	プール開き（11日）	12月	※生活発表会（3日） お楽しみ会（20日）
7月	七夕会（5日） プール納め（19日） 4、5歳児昼寝（夏季保育中）	1月	新年お楽しみ会（7日） ※5歳児個別懇談会（20日～23日） ※3.4歳児希望個別懇談会（27日～30日）
8月	夏季保育	2月	豆まき（3日） ※★入園説明会（14日）
9月	※祖父母運動会（25日）	3月	ひな祭り会（3日） お別れ会（12日） ※卒園式（21日）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・六所山野外体験学習（5歳児） 4/26 （六所山の自然の中、ハイキングやアスレチックで体を動かして遊びます） ・ボールクリニック（5歳児） 5/9 （サッカーボール使って体を動かして遊びをします） ・防サイ君（幼児） 7/1（地震の体験をします） ・交通安全学習センター（4、5歳児） 11/28 （センターにて交通安全の学習をします） ※保育参観・子育て講座（講師と相談の上決定） 		
毎月	誕生会・交通安全指導・避難訓練・不審者訓練（年4回） 看護巡回（月2回）・身体測定（乳児：毎月、幼児：年2回）		

*年間行事の予定です。変更が生じる場合もあるので詳細は都度、連絡します。

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。子どもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合って子どもの成長を見守ることが必要です。園で子どもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上の子どもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取り、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、子どもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。子どもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ 子どもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第に子ども自身に調節する力が養われます。**着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。**また、子どもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、**子どもの病気は急に状態が変わることもあります。**体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※子どもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、子どもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、子どもに薬を飲ませる、塗る等を行いません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「**豊田市病児保育事業利用のご案内**」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

- すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel.80-1633
ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel.43-5082
ピーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。
(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ **1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。**

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。**早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。**園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

<こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① **子どもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。**
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則18条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります(P13表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、豊田市で負担します。

(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。)

- ④ 感染力が非常に強い感染症(インフルエンザ等)については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。

- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R5.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	風疹 (三日はしか)	発疹 ^{ほっしん} が消失するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹 ^{じかせん がっかせん ぜっかせん しゅちよう} が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹 ^{ほっしん がひが} が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状 ^{しやうたうい} が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 (はやり目) 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで
伝染性紅斑 (りんご病) とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。	

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については当面の間、治ゆ証明書は不要です。ただし、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

8 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、**歩くときは必ず手をつなぎましょう。**
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。**門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。**
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ず子どもの手をつないでください。
 - 車中に子どもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。

※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めておりますので御協力ください。また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放

送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）

・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

①警報が発令されて午前6時まで解除された場合は、平常通り保育します。

②午前6時まで警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。

③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。

④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、子どもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

①午前6時まで暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までには、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。

②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。

③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。

②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日）		延長保育時間【C】			
	月額料金は市民税所得割額等による		月額			
月額 1,000 円	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】		→ (16:00まで) 1,000円			
	※一部の園は正午まで		→ (17:00まで) 2,000円			
←	月額1,600円（正午までの園は800円）		→ → (18:00まで) 3,000円			
			→ → → (19:00まで) 4,000円			

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	0円
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・0～2 歳児 （A～C階層） ・3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円の加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円の加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

- (3) 保育料の多子軽減** ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用
多子世帯においては、その子どもが何人目の子どもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目の子どもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01以上	半額	半額
第3子以降	D01以上	0円	0円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



※1 令和5年度市民税所得割額とは令和4年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

※2 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

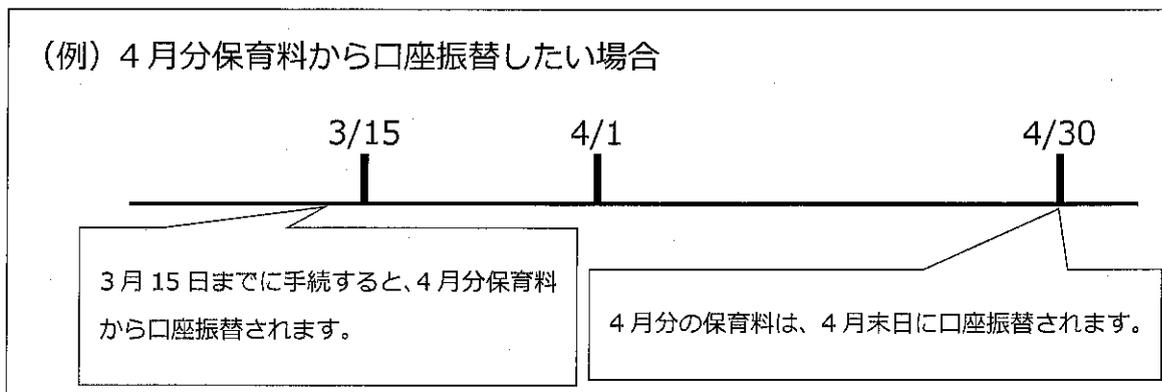
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和6年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/25	1/31	2/28	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

給食費は対象ではありません。

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します(一部の園を除く)。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書(園で配付)
- ・要件証明書(就労証明書等)

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。
その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等(保育料以外に毎月かかる費用)

以下の支払については、「12 保育支援アプリ(コドモン・エンペイ)の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 給食費(3～5歳児のみ)

月4,000円程度(1食210円)です。

階層変更により、有料か無料が変わることがあります。

なお、給食費は改定されることもありますので、御承知おきください。

階層	0～2歳児	3～5歳児
A・B・CとDの第3子以降※	保育料に含まれる	無料
Dの第1子、第2子	保育料に含まれる	有料

※D階層は、小学校3年生以下の兄弟のみカウントして第3子以降。

(2) 災害共済制度(日本スポーツ振興センター)

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金(保護者負担額)は年額240円又は200円です。(園によって異なります。)

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料(保護者負担額)は、日本スポーツ振興センターに準じます。

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分（給食費は含まない）

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園した子どもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満 3 歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1.1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定変更申請書	要件証明書	時間外変更申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】退園日の15日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の25日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

1.2 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

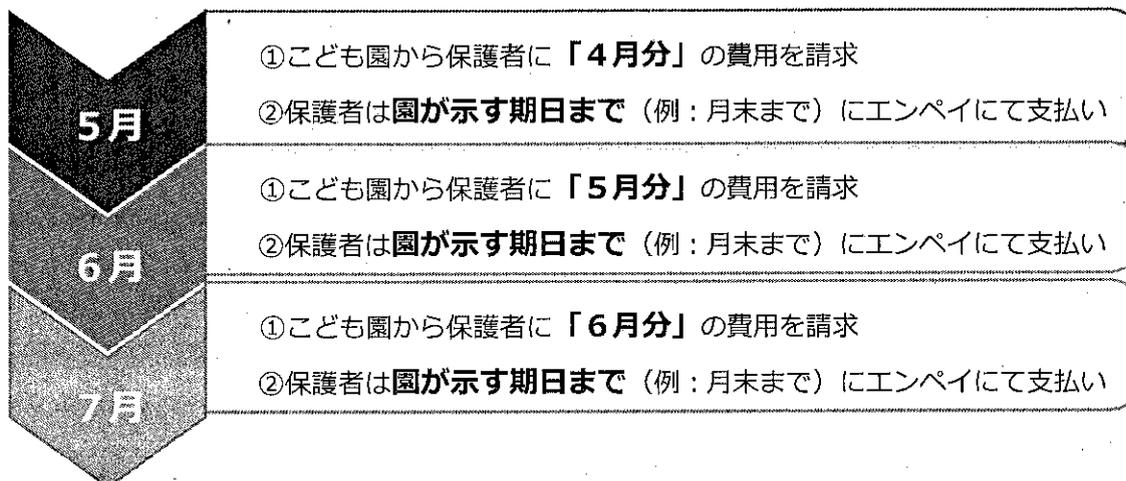
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

給食費、諸費（保護者の会費、絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者(BABY JOB 株式会社)と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和5年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合にはご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的として令和5年度からお昼寝ベッドを導入しました。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

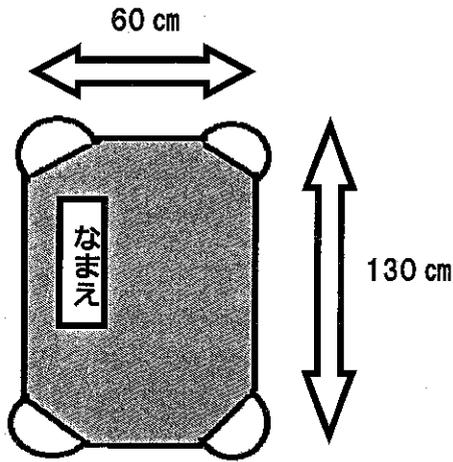
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

子ども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

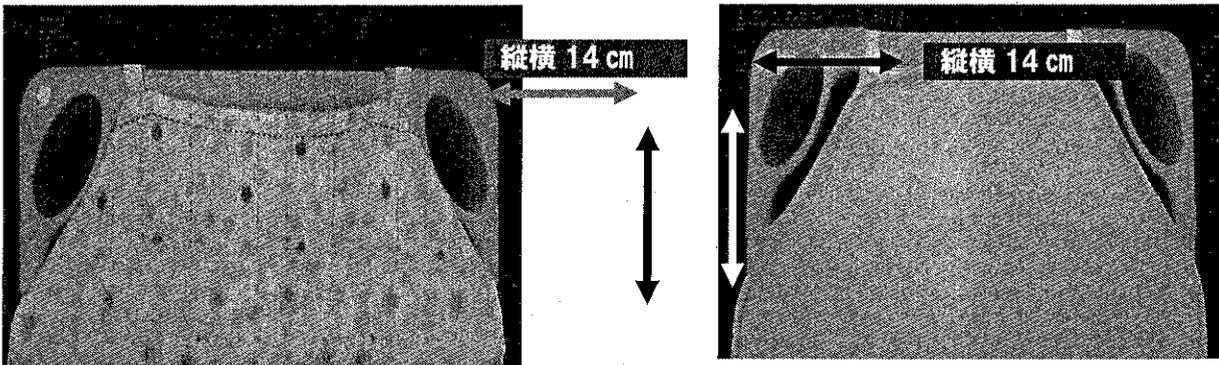
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - *布（タオル地、キルティング地など）
 - *ゴム4本（目安：横2~3cm×長さ35cmほど）
 - *四隅を縦横14cmほど三角形に折るを使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】



○掛布団に代わるもの

（夏）タオルケット （冬）毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

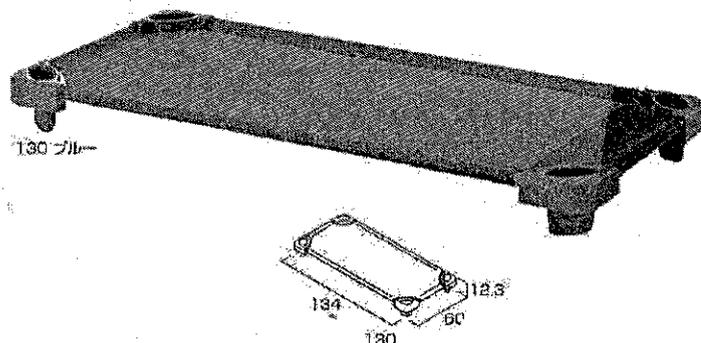
休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



14 その他の注意事項

- ① 子どもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号や緊急連絡先の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ 子どものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。
- ⑥ 早朝・延長保育について(午前7時半～8時半、午後3時～6時の保育)
子どもの心の安定を考え、早朝・延長担当の保育者との連絡をスムーズにするために、下記のことにお協力をお願いします。

◎早朝保育の受け入れ

- ・早朝保育の方はもも組保育室前の東側階段を御利用ください。
- ・幼児はなかよしの部屋、乳児はもも組で保育をします。
*希望人数により、保育室が変更する場合があります。

◎延長保育に受け入れ

- ・幼児はなかよしの部屋、乳児はもも組で保育をします。
*延長時間の人数により保育室が変更する場合があります。

延長保育のデイリー

乳児(3歳未満児)	時 間	幼児(3歳以上児)
好きな遊びをする (戸外、室内遊び)	15:00	受け入れ出席調べ おやつの準備 おやつを食べる
	15:30	好きな遊びをする (戸外、室内遊び)
おやつ 好きな遊びをする	16:00	
延長保育最終降園	18:00	延長保育最終降園

乳児保護者へのお願い・乳児の用品について

登園時に必ずしていただくこと

① 入室前に石鹸で手を洗う（保護者・子ども）

- ・乳児は病気に対する抵抗力の弱い年齢です。外部からの雑菌を防ぐため、**必ず石鹸で手洗い**をしましょう。子どもはペーパータオル、保護者の方は持参したハンカチで手を拭いてください。
- ・兄弟児がいる方は、感染予防の観点から、保育室には入室できません。上のお子さんを先に送ってから入室してください。

② 体温を測る（腋で測るもので予測式から実測式にかわるものを使用する。それ以外は不可）

- ・体温は健康状態を知る目安です。しっかりと腋に挟んで正確に測定してください。
- ・**体温計の持ち運びは、必ず保護者の方で行ってください**。
- ・子どもさんを膝に入れ、一緒に絵本を読んだり触れ合ったりしながら検温し、親子の時間を大切にしましょう。

●警告体温・・・平常体温より 0.5℃超えた時には警告体温とみなします。受け入れはしますが、**いつでも連絡の取れるように保護者の所在を明確にしている**ただとともに、園に様子確認の連絡(昼 12 時ごろに電話)をしてください。

●降園体温・・・平常体温より 1℃超えた時には降園体温とみなし、降園の目安とします。受け入れ時に降園体温に達した場合は病児とみなし、お預かりできません。また、保育中で降園体温に達した場合はこども園から連絡をします。できるだけ早くお迎えに来てください。

* 体温だけではなく、**嘔吐、下痢、食欲不振、機嫌が悪いなど普段の様子と違っている時はお迎えを依頼することがあります**。御了承ください。

③ 爪の長さを確認する

- ・長い爪は自分自身や周りの子を傷つけることもあり危険です。長い場合は家庭で切るようにしてください。

④ 保育者に体温計・検温表・連絡ノートを見せる

- ・体温、爪、体調を検温表に記入し、体温計と検温表と連絡ノートを開いて保育者に見せ、確認を得てください。(連絡ノートは必ず家で記入してください)。

⑤ オムツ交換、トイレに行く

- ・毎朝必ずオムツを交換したり、トイレに行ったりする習慣をつけましょう。

⑥ 所持品の始末をする

- ・持ち物（エプロン、おしぼり、エコバック、オムツ、オムツ替えマット、連絡ノートなど）を所定の場所に置く。

降園時にしていただくこと

① 入室前に石鹸で手を洗う

- ・兄弟児がいる方は、乳児のお迎えの後に上のお子さんをお迎えに行ってください。

② 汚れ物（エプロン・おしぼり・汚れた衣服）の始末

- ・汚れ物は所定の場所から持ち帰り、すべて洗濯をしてください。

③ オムツ替えマット入れの消毒

- ・オムツ替えマット入れは毎日消毒雑巾で拭いて消毒し、棚に伏せておいてください。雑巾は水道水で洗い、所定の場所に戻しておいてください。（備え付けの手袋を御使用ください。）

④ 排泄記録表のチェック

- ・園でオムツを使用した回数を書かれています。表をチェックし、使用した枚数分を翌日補充してください。サブスク利用の方は使用回数のみチェックしてください。

⑤ タンスの中の確認

- ・タンスの中の衣類が必要枚数あるかどうか確認してください。足りない場合は翌朝に補充してください。

⑥ 連絡ノートを持ち帰る

- ・担任からの連絡や、園での様子が記入されています。保護者の方は家庭での様子や連絡等を家庭で書いてきてください。連絡事項は直接口答でお知らせする場合もあります。

⑦ 帽子・靴下・靴・（お昼寝シート）を持ちかえる

- ・帽子、靴下、靴は毎日持ち帰りをお願いします。
- ・週末にはお昼寝シート（布団）を持ち帰り、洗濯をしたものを翌週に持ってきてください。
- ・靴のサイズは定期的にチェックし、動きやすく足の大きさに合ったものを用意してください。
長靴、ムートンブーツ、クロックス等は不可。

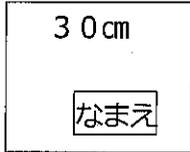
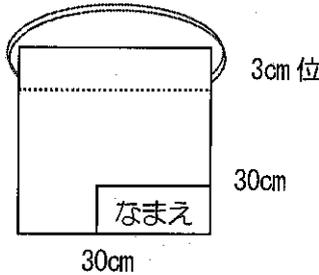
*** 家庭にお願いすることや、集団で園生活を送る上での約束事等が多くあります。必ず守っていただき、安心、安全な保育に御協力ください**

*** 幼児園庭の遊具は乳児の子どもにとって大きく、危険なため、保育の中で使用していません。降園の際も使用せずに帰宅するようにしましょう。**

乳児の用品について

○入園までに用意していただくもの

- ・すべてのものに必ず**大きく名前を書いてください**。薄くなったらすぐ書き直してください。
- ・タオル地などで名前が書きにくいものは、**無地の布を縫い付けて記名すると長持ちします**。

品名【用意する枚数】	図式・サイズ	作成方法・用途・その他
おしぼりタオル 【3枚+予備1枚】 ※延長保育利用の方 【4枚+予備1枚】	・ハンドタオルのサイズ  30cm 位 * 名前は表面に大きく分かりやすく記名する	・午前おやつ・昼食・午後おやつ・延長おやつに使用します。 (名前が薄くなったらすぐに記名してください) ※予備1枚はタンスの中に入れておく。
食食用エプロン 【3枚+予備1枚】 ※延長保育利用の方 【4枚+予備1枚】	 3cm 位 30cm 30cm	・食事、おやつに使用します。 ・ハンドタオルの端から、3cm位の所を縫い、そこにゴムを通し首に掛けられるようにします。 (名前は消えないようにしっかりつける。) ※ゴムの長さは子どもの首に合わせて、頭が入る大きさ。ゴムが伸びたら取り替える。
エコバック (おしぼり入れ用) 【40cm×40cm】	・エコバック 約40cm×40cm (カゴにかかる大きさ、繰り返し使える物)	・使用後のおしぼり、エプロンを入れます。 ・水やお茶で濡れた衣類も入れます。
紙オムツ 【5~6枚+予備5枚】 ※サブスクを利用される方は必要ありません	・子どもの体に合ったサイズのもの	・ 1枚ずつおしり側に名前を書いてください 。 ・毎日確認し、使った分の補充をお願いします。 ※予備5枚をタンスの中に入れておく。
オムツ替えマット 【1枚+予備1枚】	 30cm 表 40cm	・オムツ替えの際にお尻に敷いて使います。 ・キルティング素材の物が望ましいです。 ※予備1枚をタンスの中に入れておく。
おしり拭き 【1箱】 ※サブスクを利用される方は必要ありません		・ケースは必要ありません。
着替え用ビニール袋 【5枚】	・食事や遊びで汚れた衣服が入るもの 約45cm×20cm	・食事や遊びなどで汚れた衣服等を入れます。 ・無くなり次第、記名をして補充してください。

<p>ビニール袋 (トイレ用) 【一束】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てビニール袋 約30cm×20cm程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・排便後の紙オムツ、嘔吐物やトイレ等で汚れた衣服を入れます。 ※嘔吐汚れは嘔吐用バケツに入れます。 ※トイレのカゴに入れておく。
<p>体拭き用タオル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フェイスタオル 	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄や砂、泥などで体が汚れた時に使用します。 ※タンスの中に入れておく。
<p>帽子</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・裏側に名前(フルネーム)を書いてください。 ・戸外遊びや散歩で使用します。 ・毎日持ち帰ります。週末には洗濯をしましょう。
<p>体温計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・腋で測るもので、予測式から実測式にかわるものが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝の検温時に使用します。
<p>お昼寝シート</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> *布(タオル地、キルティング地など) *ゴム4本(目安:横2~3cm×長さ35cmほど) *四隅を縦横14cmほど三角形に折る 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して昼寝を行います。 ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを用意してください。 ・生地は自由です。 ・シートの左上に名前を付けてください ・シートは、月曜日の朝に布団庫の上の棚に畳んで置いてください。 ・毎週末に持ち帰り洗濯をして月曜日に持ってきてください。 (土曜日保育を利用している子は土曜日に持ち帰ります) ・シートを入れる袋は家庭で用意してください。 ・毛布(冬季)、タオルケット(夏季)、おねしょマット、布団等は必要に応じて用意してください。枕は使用しません。
<p>雑巾 【4枚】</p>	<p>【例】</p> <div style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・フェイスタオル1本を半分に切り、半分に折った程度のサイズのもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名は必要ありません。 ・入園式の日に出していただきます。

○用品のしまい方 ※毎日持ってきていただくものは所定の場所に置いてください。

【靴下・帽子】

保育室内では帽子と靴下を脱ぎ、帽子、靴下入れにそれぞれ入れてください。

【エプロン・おしぼり】

午前おやつ・昼食・午後おやつ・延長おやつ（延長利用の方のみ）のかごにそれぞれ1枚ずつエプロンとおしぼりを入れてください。

【使用済みエプロン・おしぼり入れのかご】

おしぼり入れ用エコバックをかごにかけてください。

【着替え等の予備】

タンスの引き出しには、下記の物が常時揃っているように御確認ください。

上着（Tシャツ・トレーナーなど）	3枚
肌着	3枚
ズボン	3枚
靴下	1組
おしぼり	1枚
食事用エプロン	1枚
紙オムツ（必要なお子さんのみ）	5枚
パンツ（必要なお子さんのみ）	3枚
オムツ替え用マット	1枚
ビニール袋（汚れた服用）	2枚

※タンスの中の衣類は、季節に応じて入れ替えてください。個人差がありますので、お子さんに応じた着替えの量を御用意ください。

※タンスとカゴの中を確認して、足りないものを翌朝補充してください。

○お願い

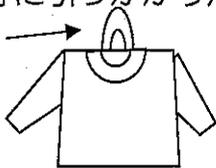
- ・トレーニングパンツの用意の時期については、個別に声をかけます。
- ・所持品(衣類も含め)にはすべて名前を書いてください。

＜記名を忘れがちな物＞

- ・靴、靴下（左右共に）
- ・兄弟、友達などから譲り受けた物
- ・長靴
- ・手袋、スキーウエアなどの季節物

- ・2歳くらいになると自分で着脱しようとする気持ちも出てくるため、着脱しやすい服を着せてください。

肌着	・つなぎやボタンがたくさんついている肌着は避ける。 (おしっこで濡れた時、肌着まで着替えることになります)
上着	・ゆったりしたもので、前開き、又はかぶるタイプのもの。

	<ul style="list-style-type: none"> ・袖口はホックやボタンのものでなく、ゴムが望ましい。 ・フード付きの衣服は、遊具等に引っかかり危険なため不可。 ・上着には「ち」をつける 
ズボン	<ul style="list-style-type: none"> ・腰にゴムが入った、上げ下げしやすいもの ・股下部分にボタンがたくさん付いたズボンは避ける。 ・デニムのような硬い生地のもは避ける。
靴	<ul style="list-style-type: none"> ・自分ではきやすく、歩きやすい運動靴 ・お子さんの足にあったもの（大きい靴は歩きにくく疲れやすい） ・サンダル、ひも靴、ブーツ等は不可。 ・名前をかかとの所に記入する。

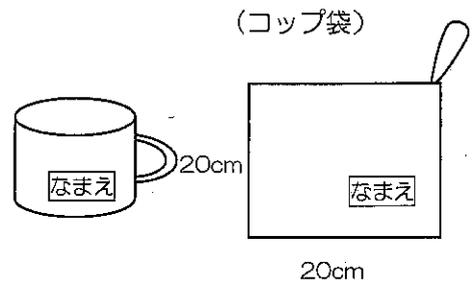
登園前に持ち物の確認をし、忘れ物をしないようにしましょう。

幼児の用品について

○入園までに用意していただくものです

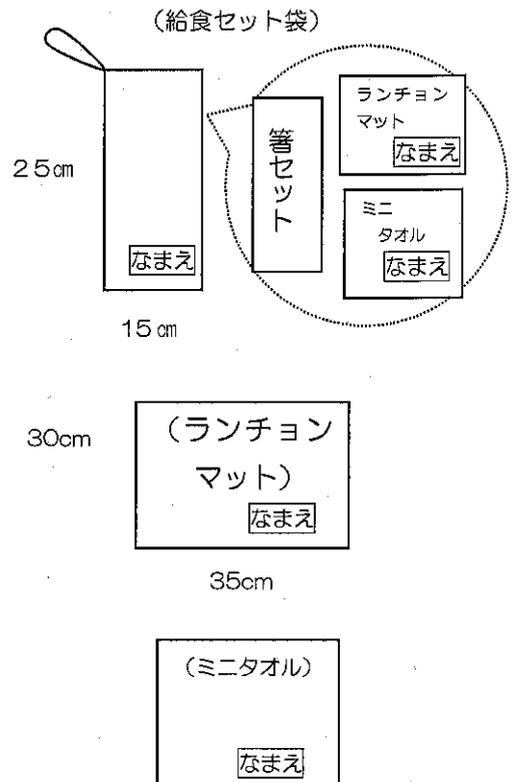
1 コップとコップ袋 (右下に記名)

- ・コップは持ち手つきで倒れにくく、落としても割れにくいもの。プラスチック製、直径 7 cm ぐらいで深すぎないものが望ましい。
- ・袋は出し入れしやすいようにゆとりのある物にする。
- ・毎日洗って清潔にしてください。



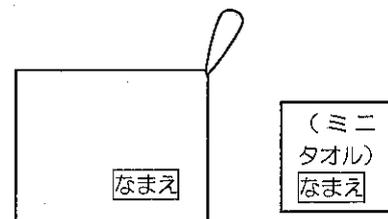
2 箸セットと給食セット袋・ランチョンマット・ミニタオル (箸以外は右下に記名)

- ・箸セットは市より支給。紛失した場合は家庭で購入。
- ・箸箱、箸、スプーン、フォークに消えないように名前を記入。(衛生面を考慮し、ケースに装飾シールは貼らない)
- ・毎日洗って清潔にしてください。
- ・食事の内容にあわせて3種類を使い分け、正しく食事ができるようにしていきます。
- ・袋は、箸セットとランチョンマット、ミニタオル、歯ブラシが入る大きさのもの。(大きすぎると扱いにくく場所をとるため右図のサイズで用意する)
- ・ミニタオルは、給食前やおやつ前の手洗い時や口拭き等に使用。
- ・3歳児の当初は自分で箸セットを管理、選択して使用することが難しいため、子どもの姿に合わせて使用します。担任から連絡があるまで家庭保管をしてください。



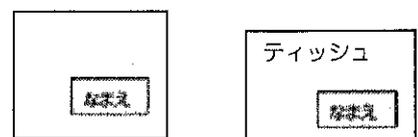
3 延長保育を利用する場合

- ・上記、給食の時に使用するものとは別に手拭きタオル (ミニタオル) を1枚用意する。おやつ時に使用。
- ・ミニタオルが入るくらいの巾着袋に入れる。
- ・右下に記名をする。



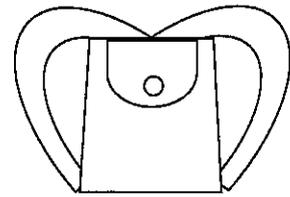
4 ハンカチ・ティッシュ

- ・トイレ後、戸外遊び後に使用。毎日持ってくる。
- ・ハンカチはポケットに入る大きさの物を用意する。



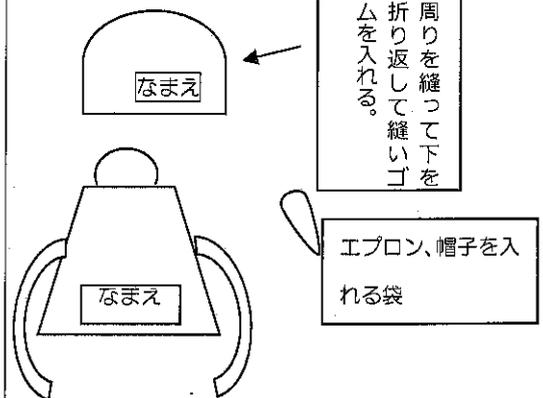
5 通園カバン (リュックサック)

- ・体につく側に名前を書く。大きすぎるもの、扱いにくいものは避ける。
- ・キーホルダーは原則不可。



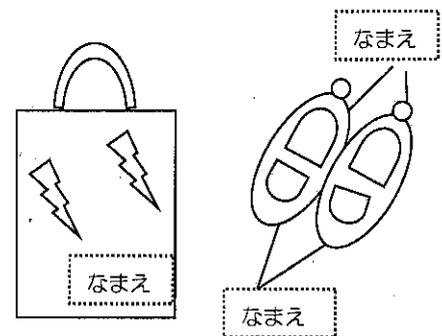
6 エプロン・帽子または三角巾 (5歳児のみ)

- ・調理をする行事の時に使用します。
- ・エプロンと帽子は自分で着脱できる物を用意する。(マジックテープやゴム等を使って工夫する)
- ・必要な時は袋に入れて持ってくる。
- ・エプロンのひもは長めにし、前で結べるようにすると着脱がしやすい。



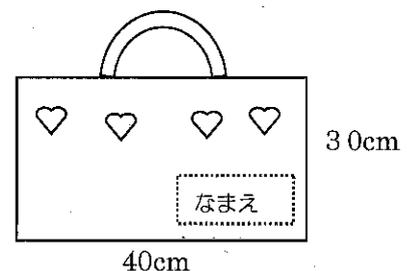
7 シューズ・シューズ袋 (袋は右下に記名)

- ・シューズの名前は、甲とかかとの2か所に記入。
- ・子どもの足に合った、履きやすいもの。
- ・毎週金曜日に持ち帰って洗い、月曜日に持ってくる。
- ・シューズ袋は、卒園まで使用することを考慮し、ゆったり入る大きさの袋が望ましい。
- ・3歳児は、履きやすくするために、かかとの部分にループをつけてください。



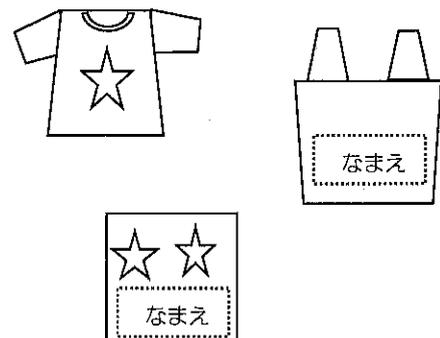
8 手さげ袋

- ・おたよりファイル、着替え等を入れる。
- ・キルティング布等、厚地が良い。
- ・持ち帰ったら翌日持ってきてください。
- ・外側右下に大きく名前を書く。



9 替え用の服・ビニール袋

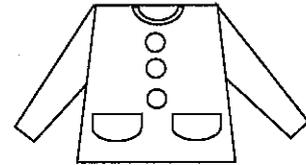
- ・遊びやトイレ等で汚れた際に使用。下着、上着、ズボン、靴下、ハンカチ等の予備を個人用の引き出しに入れておく。季節によって衣服を入れ替える。
- ・汚れた衣服を持ち帰るのに利用するため、ビニール袋に名前を記入し、着替え用の服と一緒に引き出しに2~3枚入れておく。(ビニール袋は、リサイクル可能な丈夫な物)
- ・使用した時は、翌日必ず補充をし、常に園に着替えがあるようにしてください。
- ・着替え用のパンツがない場合は、園の新しいパンツを使用



します。返却は同サイズの新品パンツを持ってきてください。ハンカチ（手洗い用、給食用、延長用）を忘れた際も同様です。

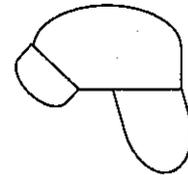
10 通園服（スモック）

- ・制服として式典、登園、降園に着用。
- ・夏用は無いため、家庭にある服を使用する。
- ・**記名をする**（いただきものや兄弟児のものは必ず使う子の名前に書き替えてください）



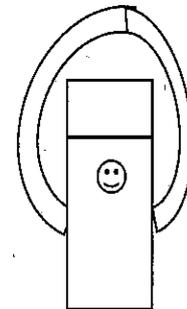
11 カラー帽子

- ・裏側に名前（フルネーム）を記入。
- ・洗って消えた場合は書き直す。



12 水筒

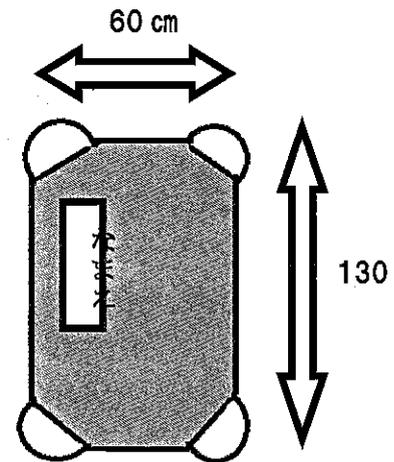
- ・4, 5歳児は4月より年間通して使用。3歳児は子どもの姿に合わせて使用を開始する。**衛生面を考慮し、カバーの無い物、コップ付きの水筒を用意する。**
- ・子どもが扱いやすい物にする。
- ・散歩等で園外に持って行く場合があるため、**肩にかける紐を常に付けておく。**



13 お昼寝シート

- ・3歳児は春～冬頃まで毎日昼寝をします。（ベッドの使用は3歳児のみ。夏季保育を希望する4, 5歳児は昼寝を行う。布団を使用してもよい。）
- ・右のサイズのを市販品又は作成して準備してください。生地は自由。**左上に名前を付ける。**
- ・シートは毎週末に持ち帰り洗濯をして月曜日に持ってきてください。（土曜日保育を利用者は土曜日に持ち帰る）
- ・シートを入れる袋は家庭で用意してください。
- ・毛布（冬季）、タオルケット（夏季）、おねしょマット等は必要に応じて用意してください。枕は使用しません。
- ・夏の間は汗拭きタオルを毎日一枚用意してください。

土曜日保育を希望される方は、年間通じてお昼寝をします。



- * 布（タオル地、キルティング地など）
- * ゴム4本（目安：横2～3cm×長さ35cmほど）
- * 四隅を縦横14cmほど三角形に折る

14 雑巾

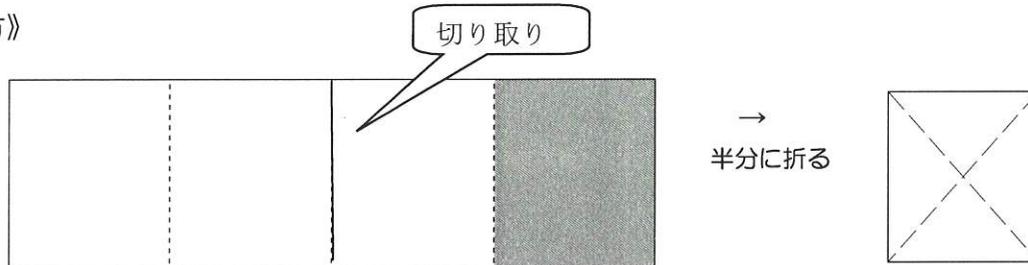
- ・床や机拭き、製作用の手拭きなどに使用します。
- ・小サイズ2枚、大サイズ2枚用意してください。
- ・名前の記入は不要。入園式当日に受付で提出してください。

大…2枚

【例】

フェイスタオルを半分に切って、さらに半分に折った程度のサイズのもの。

《作り方》

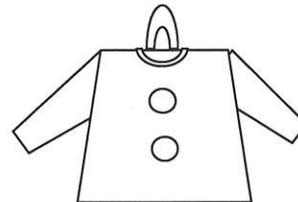


小…2枚

フェイスタオルを半分に切って、4等分に折ったサイズのもの
(大の雑巾の半分の大きさのもの)

○その他

- ・フード付きの衣服は、遊具等に引っかけて危険なため避けてください。
- ・上着には「ち」をつけてください →
- ・スカートは遊具等に引っかかったり、動きにくかったりするので避けてください。



○お願い

- ・持ち物にはすべて名前を記入しましょう
※いただきものや、兄弟児のものを使う場合は、必ず使用する子の名前にかえてください。
※薄くなったら書き直しましょう。
- ・忘れ物をしないようにしましょう (シューズ、帽子、ハンカチ等)
※家を出る前に、持ち物の確認をする癖をつけましょう。お子さんが用意する場合も保護者の方で必ず確認をするようにしてください。

こども園等一覧 (地区別五十音順)

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町権堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(乙)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	カサリヌスと	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(乙)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴦町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(乙)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(乙)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(乙)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(乙)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(乙)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(乙)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(乙)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	47	ナースハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	午後6時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(乙)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	62	藤 藪	豊栄町 3-120	28-4717	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(乙)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(乙)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(乙)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(乙)
	77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後6時	○	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
藤岡	81	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	82	石畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	83	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	84	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	86	御作	御作町日沢 1060-20		6か月-5歳児	0-2歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
小原	87	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	88	道慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
足助	89	足助まゆみ	足助町陣屋跡 7		3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	90	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	91	大蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	92	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	93	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
下山	94	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	95	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
旭	96	小渡	下切町下切 10	68-2766	3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	97	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
稲武	98	稲武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保